

輸血用血液製剤の診療報酬及び血液製剤の薬価・

医薬品コード・レセプト電算コード等についてー平成24年4月現在ー

※ 輸血等に関連する主な項目についてのみ記載しており、詳細については厚生労働省の告示及び通知等をご確認ください。

● 輸血等に関連する診療報酬

● 改定部分:赤字

【輸血に伴う検査料】

検査項目		区分番号	点数	注 釈
患者の血液型検査	ABO式及びRh式	K920	48点	輸血に伴って行った費用として輸血料に加算する。
	ABO血液型亜型	D011	260点	
患者の不規則抗体検査		K920	200点	検査回数にかかわらず1月につき輸血料に加算。ただし、頻回に輸血を行う場合 ^{注1)} にあつては、1週間に1回を限度として、輸血料に加算する。
抗血小板抗体		D011	270点	
HLA型適合血小板輸血に伴う患者のHLA型検査	クラスI (A,B,C)	K920	1,000点	白血球又は再生不良性貧血の場合で、抗HLA抗体のために血小板輸血不応状態となり、かつ強い出血傾向を呈する時に限り、検査回数にかかわらず一連につき輸血料に加算する。 ◆適応血小板数:白血病患者は概ね2万/mm ³ 以下 再生不良性貧血患者は概ね1万/mm ³ 以下
	クラスII (DR,DQ,DP)		1,400点	
血液交叉(適合)試験		K920	30点	輸血1回(血液バッグ1バッグごと)につき輸血料に加算する。
間接クームス検査			34点	
HIV-1抗体		D012	120点	輸血料(自己血輸血を除く)を算定した患者又は血漿成分製剤(新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等)の輸注患者に、一連として行われた当該輸血又は輸注の最終日から起算して、概ね2か月後に行われた場合は、HIV感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず、当該輸血又は輸注につき1回に限り算定する。
HIV-1.2抗体定性、半定量又は定量、 HIV-1.2抗原・抗体同時測定定性又は定量			127点	

注1) 頻回に輸血を行う場合は、週1回以上、当該月で3週以上にわたり行われるもの。

【血漿成分製剤(=新鮮凍結人血漿)の輸注に伴う注射料】

注射料	年齢	輸注量	区分番号	点数	注 釈
点滴注射	6歳以上	500mL未満	G004	47点 (入院以外)	●1日につき算定する。 ●血漿成分製剤の注射を行う場合であつて、1回目の注射に当たつて、患者に対して注射の必要性、危険性等について、文書による説明を行った場合は、当該注射を行った日に限り、50点を加算する。 ●点滴注射及び中心静脈注射の回路にかかる費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。
		500mL以上		95点	
	6歳未満	100mL未満		89点 (入院以外)	
		100mL以上		137点	
中心静脈注射	6歳以上	—	G005	140点	
	6歳未満	—		190点	

【血漿交換療法料】

血漿交換療法料	区分番号	点数	注 釈
血漿交換療法	J039	4,200点	●1日につき算定する。 ●血漿交換療法を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。 ●肝不全、血栓性血小板減少性紫斑病、溶血性尿毒症症候群等の患者に対して、遠心分離法等により血漿と血漿以外とを分離し、二重濾過法、血漿吸着法等により有害物質等を除去する療法(血漿浄化法)を行った場合に算定する。

【輸血に伴う輸血料】(新鮮凍結人血漿以外の輸血用血液製剤)

輸血料	年齢	輸血量 ^{注2)} 又は照射量	区分番号	点数	注 釈
保存血液輸血	6歳以上	1回目(最初の200mL)	K920	450点	<ul style="list-style-type: none"> ●輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明^{注3)}を行った場合に算定する。 ●なお、説明は当該患者に対する一連(概ね1週間)の輸血につき1回行うものとし、再生不良性貧血、白血病等の患者の治療において、輸血の反復の必要性が明らかである場合はこの限りでない。 ●使用しなかった血液については算定できない。 ●血小板濃厚液の注入は、左記の点数により算定する。なお、血漿成分製剤(新鮮液状血漿、新鮮凍結血漿等)は注射の部において取り扱われる。 ●輸血と補液を同時に行った場合は、輸血の量と、補液の量は別々のものとして算定する。 ●輸血セット、輸血用針は所定点数に含まれ、別に算定できない。 ●輸血に伴って血液を保存する費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。 ●輸血に当たっては、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について(平成21年2月20日薬食発第0220002号)^{注4)}を遵守するよう努めるものとする。
		2回目(以降200mLごとに)		350点	
	6歳未満	1回目(最初の200mL)		476点	
		2回目(以降200mLごとに)		376点	
<p>○成人の場合の具体例</p> <p>一連の輸血の1日目</p> <p>200mLまで …………… 450点</p> <p>200mLを超え400mLまで …………… 800点</p> <p>400mLを超え600mLまで …………… 1,150点</p> <p>一連の輸血の2日目以降</p> <p>200mLまで …………… 350点</p> <p>200mLを超え400mLまで …………… 700点</p> <p>400mLを超え600mLまで …………… 1,050点</p>					
交換輸血			K920	5,250点	1回につき算定する。
血小板洗浄術			K920	580点	<ul style="list-style-type: none"> ●血液・造器疾患において、副作用の発生防止を目的として、血小板濃厚液を置換液等で洗浄操作した上で血漿成分を除去し輸血を行った場合に算定する。 ●血小板洗浄術の実施にあたっては関係学会の定めるガイドラインを遵守する。
血液照射		400mLごとに	M005	110点	<ul style="list-style-type: none"> ●輸血後移植片対宿主病予防のために輸血用血液に対して放射線照射を行った場合に算定する。 ●放射線を照射した血液製剤を使用した場合は、当該血液照射は別に算定できない。 ●血液照射を行った血液のうち、実際に輸血を行った1日当たりの血液量についてのみ算定する。 ●血液照射に当たっては、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について(平成21年2月20日薬食発第0220002号)^{注4)}その他の関係通知及び関係学会から示されている血液照射についてのガイドラインを遵守するよう努める。
<p>○血液照射の具体例</p> <p>400mL以下 …………… 110点</p> <p>400mLを超え 800mLまで …………… 220点</p> <p>800mLを超え1,200mLまで …………… 330点</p>					

注2) 1回目とは、一連の輸血における最初の200mLの輸血をいい、2回目とはそれ以外の輸血をいう。なお、算定に当たっては、200mLを単位として200mL又はその端数を増すごとに所定点数を算定する。

注3) 文書により輸血の必要性、副作用、輸血方法及びその他の留意点等について、輸血を行う際に患者本人に対して行うことを原則とするが、医師の説明に対して理解ができないと認められる患者(例えば小児、意識障害者等)については、その家族等に対して説明を行うことが必要である。

注4) 「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について(平成21年2月20日薬食発第0220002号)は、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について(平成24年3月6日薬食発0306第4号)により改定されている。

【自己血貯血及び自己血輸血に伴う輸血料】

輸血料	年齢	貯血量又は輸血量	区分番号	点数	注 釈	
自己血貯血	6歳以上	200mLごとに	K920	250点	<ul style="list-style-type: none"> ●輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明を行った場合に算定する。 ●自己血貯血は、当該保険医療機関において手術を予定している患者から採血を行い、当該血液を保存した場合に算定する。 ●自己血輸血は、当該保険医療機関において手術を行う際に予め貯血しておいた自己血(自己血貯血)を輸血した場合において、手術時及び手術後3日以内に輸血を行ったときに算定できる。 ●自己血輸血を算定する単位としての血液量は、採血を行った量ではなく、手術開始後に実際に輸血を行った1日当たりの量である。 ●なお、使用しなかった自己血については算定できない。 ●自己血を採血する際の採血バッグ並びに輸血する際の輸血用回路及び輸血用針の費用並びに自己血の保存に係る費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。なお、自己血の採血に伴うエリスロポエチンに係る注射実施料については、自己血貯血の所定点数とは別に算定する。 	
	6歳未満	体重1kgにつき4mLごとに				
自己血輸血	6歳以上	200mLごとに		750点		
		6歳未満				体重1kgにつき4mLごとに
	6歳未満	200mLごとに				1,500点
		6歳未満				

【輸血管理料】 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血を行った場合に、月1回を限度として、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
また、輸血製剤が適正に使用されている場合には、輸血適正使用加算として、同区分に従い所定点数に加算する。

種類	区分番号	点数	施設基準
輸血管理料Ⅰ		220点	1.当該保険医療機関の輸血部門において、当該保険医療機関の輸血業務全般に関する責任者として専任の常勤医師が配置されていること。 2.当該保険医療機関の輸血部門において、臨床検査技師が常時配置されており、専従の常勤臨床検査技師が1名以上配置されていること。 3.当該保険医療機関の輸血部門において、輸血用血液製剤及びアルブミン製剤(加熱人血漿たん白を含む。)の一元管理がなされていること。 4.次に掲げる輸血用血液検査が常時実施できる体制が構築されていること。 ABO血液型、Rh(D)血液型、血液交叉試験又は間接Coombs検査、不規則抗体検査 5.輸血療法委員会が設置され、年6回以上開催されるとともに、血液製剤の使用実態の報告がなされる等、輸血実施に当たっての適正化の取組がなされていること。 6.輸血前後の感染症検査の実施又は輸血前の検体の保存が行われ、輸血に係る副作用監視体制が構築されていること。 7.5、6及び血液製剤の使用に当たっては、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について(平成21年2月20日付薬食発第0220002号厚生労働省医薬食品局長通知)注5)を遵守し適正に実施されていること。特に、血液製剤の使用に当たっては、投与直前の検査値の把握に努めるとともに、これらの検査値及び患者の病態を踏まえ、その適切な実施に配慮されていること。
輸血管理料Ⅱ	K920-2	110点	1.当該保険医療機関の輸血部門において、当該保険医療機関の輸血業務全般に責任を有する常勤医師を配置していること。 2.当該保険医療機関の輸血部門において、専任の常勤臨床検査技師が1名以上配置されていること。 3.当該保険医療機関の輸血部門において輸血用血液製剤の一元管理がなされていること。 4.輸血管理料Ⅰの施設基準のうち、4から7までのすべてを満たしていること。
輸血適正使用加算 輸血管理料Ⅰを算定する医療機関 輸血管理料Ⅱを算定する医療機関		120点	新鮮凍結血漿の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が0.54未満であり、かつ、アルブミン製剤の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が2未満であること。なお、新鮮凍結血漿の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値は次により算出すること。 ①赤血球濃厚液の使用量 ③血漿交換療法における新鮮凍結血漿の使用量 ②新鮮凍結血漿の全使用量 ④アルブミン製剤の使用量 $(2-③/2)/①=0.54$ 未満、④/①=2未満
		60点	新鮮凍結血漿の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が0.27未満であり、かつ、アルブミン製剤の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が2未満であること。なお、新鮮凍結血漿の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値は次により算出すること。 ①赤血球濃厚液の使用量 ③血漿交換療法における新鮮凍結血漿の使用量 ②新鮮凍結血漿の全使用量 ④アルブミン製剤の使用量 $(2-③/2)/①=0.27$ 未満、④/①=2未満

- 輸血管理料は輸血療法の安全かつ適正な実施を推進する観点から、医療機関における輸血管理体制の構築及び輸血の適正な実施について評価を行うものである。
- 輸血管理料は、赤血球濃厚液(浮遊液を含む。)、血小板濃厚液若しくは自己血の輸血、又は新鮮凍結血漿若しくはアルブミン製剤の輸注を行った場合に、月1回を限度として算定する。
- アルブミン製剤の使用量は、使用重量(g)を3で除して得た値を単位数とする。また、自己血輸血(貯血式)については、輸血量200mLを赤血球濃厚液1単位相当とみなし、赤血球濃厚液の使用量として計上する。さらに、新鮮凍結血漿については、輸血量120mLを1単位相当とみなす。

注5) 「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について(平成21年2月20日薬食発第0220002号)は、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について(平成24年3月6日薬食発0306第4号)により改定されている。

【その他】

診療報酬点数項目	区分番号	点数	注 釈
抗HLA抗体検査	K922	4,000点	造血幹細胞移植を行う場合。
術中術後自己血回収術	K923	4,500点	●自己血回収器具によるもの。 ●併施される手術の所定点数とは別に算定する。 ●使用した術中術後自己血回収セットの費用は、所定点数に含まれるものとする。 ●開心術及び大血管手術で出血量が600mL以上(ただし、12歳未満の患者においては10mL/kg)の場合並びにその他無菌的手術で出血量が600mL以上(ただし、12歳未満の患者においては10mL/kg)の場合(外傷及び悪性腫瘍の手術を除く。)に、術中術後自己血回収術を算定する。

特定保険医療材料	材料価格	注 釈
輸血用血液フィルター	カリウム除去用 5,060円	輸血する際に、赤血球製剤からカリウムを吸着・除去するために使用するフィルター又はフィルターを含む回路であること。 輸血用血液フィルター(微小凝集塊除去用、赤血球製剤用白血球除去用、血小板製剤用白血球除去用)については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)等」の一部改正について(平成18年12月8日付保医発第1208001号厚生労働省保険局医療課長通知)により、日本赤十字社が供給する保存前白血球除去済みの輸血用血液製剤を使用した場合には算定できないこととされている。

【保存前白血球除去輸血用血液製剤一覧】

	販売名 (一般名)	略号	規格・単位	改定 薬価 (円)	旧 薬価 (円)	薬価基準収載 医薬品コード/ 個別医薬品コード (YJコード)	レセプト電算処理 システム用コード (1)/(2)*4	製剤 コード	算定用 容量 (mL)
全血製剤	人全血液-LR「日赤」*1 (人全血液)	WB-LR-1	血液200mLに由来する 血液量1袋	7,933		6341403X5020	620004744	0116012	200
		WB-LR-2	血液400mLに由来する 血液量1袋	15,867		6341403X6026	620004745	0116002	400
	照射人全血液-LR「日赤」*1 (人全血液)	Ir-WB-LR-1	血液200mLに由来する 血液量1袋	8,634		6341404X3021	620004679	0136012	200
		Ir-WB-LR-2	血液400mLに由来する 血液量1袋	17,264		6341404X4028	620004680	0136002	400
血液成分製剤	赤血球濃厚液-LR「日赤」*1 (人赤血球濃厚液)	RCC-LR-1	血液200mLに由来する 赤血球1袋	8,169		6342405X3023	620004687	0226012	140
		RCC-LR-2	血液400mLに由来する 赤血球1袋	16,338		6342405X4020	620004688	0226002	280
	照射赤血球濃厚液-LR「日赤」*1 (人赤血球濃厚液)	Ir-RCC-LR-1	血液200mLに由来する 赤血球1袋	8,618		6342410X3024	620004675	0247012	140
		Ir-RCC-LR-2	血液400mLに由来する 赤血球1袋	17,234		6342410X4020	620004676	0247002	280
	洗浄赤血球-LR「日赤」*1 (洗浄人赤血球浮遊液)	WRC-LR-1	200mL 1袋	9,207		6342408X3027	620004692	0256512	200
		WRC-LR-2	400mL 1袋	18,414		6342408X4023	620004693	0256502	400
	照射洗浄赤血球-LR「日赤」*1 (洗浄人赤血球浮遊液)	Ir-WRC-LR-1	200mL 1袋	9,757		6342415X3027	620004677	0266512	200
		Ir-WRC-LR-2	400mL 1袋	19,514		6342415X4023	620004678	0266502	400
	解凍赤血球-LR「日赤」*1 (解凍人赤血球濃厚液)	FTRC-LR-1	血液200mLに由来する 赤血球1袋	15,202		6342403X3024	620004647	0316012	*5
		FTRC-LR-2	血液400mLに由来する 赤血球1袋	30,404		6342403X4020	620004648	0316002	*5
	照射解凍赤血球-LR「日赤」*1 (解凍人赤血球濃厚液)	Ir-FTRC-LR-1	血液200mLに由来する 赤血球1袋	15,597		6342413X3028	620004671	0336012	*5
		Ir-FTRC-LR-2	血液400mLに由来する 赤血球1袋	31,194		6342413X4024	620004672	0336002	*5
	合成血-LR「日赤」*1	BET-LR-1	血液200mL相当に由来する 血液量1袋	13,124		6342402X3020	620004663	0296012	200
		BET-LR-2	血液400mL相当に由来する 血液量1袋	26,247		6342402X4026	620004664	0296002	400
照射合成血-LR「日赤」*1	Ir-BET-LR-1	血液200mL相当に由来する 血液量1袋	13,674		6342414X3022	620004673	0396012	200	
	Ir-BET-LR-2	血液400mL相当に由来する 血液量1袋	27,347		6342414X4029	620004674	0396002	400	

《発行元》

日本赤十字社 血液事業本部 医薬情報課

〒105-8521 東京都港区芝大門一丁目1番3号

*お問い合わせは、最寄りの赤十字血液センター
医薬情報担当者へお願いいたします。

医療関係者向け製品情報サイト

URL <http://www.jrc.or.jp/mr/top.html>

【保存前白血球除去輸血用血液製剤一覧(つづき)】

	販売名 (一般名)	略号	規格・単位	改定	旧	薬価基準収載 医薬品コード/ 個別医薬品コード (YJコード)	レセプト電算処理 システム用コード (1)/(2)*4	製剤 コード	算定用 容量 (mL)
				薬価 (円)	薬価 (円)				
血液成分製剤	新鮮凍結血漿-LR「日赤」*1,2 (新鮮凍結人血漿)	FFP-LR-1	血液200mL相当に 由来する血漿1袋	8,706		6342406X7023	620004681	0416012	120
		FFP-LR-2	血液400mL相当に 由来する血漿1袋	17,414		6342406X8020	620004682	0416002	240
	新鮮凍結血漿-LR「日赤」成分採血*3 (新鮮凍結人血漿*1)	FFP-LR-Ap (450)	450mL 1袋	22,961		6342406X6019/ 6342406X6035	621610701/ 646340509	0419152	450
	濃厚血小板-LR「日赤」*1,3 (人血小板濃厚液)	PC-LR-1	1単位 約20mL1袋	7,546		6342401X1030	621609201	0530012	20
		PC-LR-2	2単位 約40mL1袋	15,092		6342401X2037	621609301	0530002	40
		PC-LR-5	5単位 約100mL1袋	38,563		6342401X3033	621609401	0530152	100
		PC-LR-10	10単位 約200mL1袋	76,812		6342401X4030	621609501	0530172	200
		PC-LR-15	15単位 約250mL1袋	115,207		6342401X5036	621609601	0530182	250
		PC-LR-20	20単位 約250mL1袋	153,610		6342401X6032	621609701	0530192	250
	照射濃厚血小板-LR「日赤」*1,3 (人血小板濃厚液)	Ir-PC-LR-1	1単位 約20mL1袋	7,618		6342411X1034	621602201	0540012	20
		Ir-PC-LR-2	2単位 約40mL1袋	15,236		6342411X2030	621602301	0540002	40
		Ir-PC-LR-5	5単位 約100mL1袋	38,792		6342411X3037	621602401	0540152	100
		Ir-PC-LR-10	10単位 約200mL1袋	77,270		6342411X4033	621602501	0540172	200
		Ir-PC-LR-15	15単位 約250mL1袋	115,893		6342411X5030	621602601	0540182	250
		Ir-PC-LR-20	20単位 約250mL1袋	154,523		6342411X6036	621602701	0540192	250
	濃厚血小板HLA-LR「日赤」*1,3 (人血小板濃厚液)	PC-HLA-LR-10	10単位 約200mL1袋	92,175		6342409X1037	621609801	0570172	200
		PC-HLA-LR-15	15単位 約250mL1袋	138,264		6342409X2033	621609901	0570182	250
		PC-HLA-LR-20	20単位 約250mL1袋	184,351		6342409X3030	621610001	0570192	250
	照射濃厚血小板HLA-LR「日赤」*1,3 (人血小板濃厚液)	Ir-PC-HLA-LR-10	10単位 約200mL1袋	92,893		6342412X1039	621602801	0580172	200
		Ir-PC-HLA-LR-15	15単位 約250mL1袋	139,162		6342412X2035	621602901	0580182	250
Ir-PC-HLA-LR-20		20単位 約250mL1袋	185,250		6342412X3031	621603001	0580192	250	

*1 薬価基準収載名

*2 容量はFFP-LR-1が約120mL、FFP-LR-2が約240mLです。新鮮凍結血漿「日赤」(FFP-1が約80mL、FFP-2が約160mL)のそれぞれ約1.5倍となっていますのでご使用にあたっては、過剰投与等に十分ご注意ください。

*3 成分採血由来製剤

*4 レセプト電算処理システム用コード(1): 販売名に係わるレセプト電算処理システム用コード
レセプト電算処理システム用コード(2): 統一名に係わるレセプト電算処理システム用コード

*5 実際の容量によりご算定ください。

※この度の改定では、輸血用血液製剤の薬価は変更されておりません。

【保存前白血球除去未実施輸血用血液製剤一覧】^{§1}

	販売名 (一般名)	略号	規格・単位	改定	旧	薬価基準収載 医薬品コード/ 個別医薬品コード (YJコード)	レセプト電算処理 システム用コード (1)/(2) ^{§3}	製剤 コード ^{§4}	算定用 容量 (mL)
				薬価 (円)	薬価 (円)				
血液成分製剤	解凍赤血球濃厚液「日赤」 (解凍人赤血球濃厚液) ^{§2}	FTRC-1	血液200mLに由来する 赤血球1袋	13,069		6342403X2010/ 6342403X2028	646340309/ 646340285	0065522	§4
		FTRC-2	血液400mLに由来する 赤血球1袋	26,139		6342403X1013/ 6342403X1021	646340310/ 646340286	0065502	§4
	照射解凍赤血球濃厚液「日赤」 ^{§2} (解凍人赤血球濃厚液)	Ir-FTRC-1	血液200mLに由来する 赤血球1袋	13,464		6342413X1025	640421073	0265522	§4
		Ir-FTRC-2	血液400mLに由来する 赤血球1袋	26,929		6342413X2021	640421074	0265502	§4

§1 他に代替のない希少な血液型の患者さんの場合に供給することがあります。

§2 薬価基準収載名

§3 レセプト電算処理システム用コード(1): 販売名に係わるレセプト電算処理システム用コード

レセプト電算処理システム用コード(2): 統一名に係わるレセプト電算処理システム用コード

§4 実際の容量によりご算定ください。

【血漿分画製剤一覧】

	販売名 (一般名)	略号	規格・単位	改定	旧	薬価基準収載 医薬品コード/ 個別医薬品コード (YJコード)	レセプト電算処理 システム用コード (1)/(2) ^{☆2}	JANコード ^{☆1}
				薬価 (円)	薬価 (円)			
アルブミン製剤	赤十字アルブミン5%静注12.5g/250mL ^{☆1} (人血清アルブミン)	ALB	5%250mL 1瓶	6,425	7,191	6343410X2114	622042701	4987525023218
	赤十字アルブミン20%静注4g/20mL ^{☆1} (人血清アルブミン)		20%20mL 1瓶	2,383	2,580	6343410X3102	621155201	4987525017231
	赤十字アルブミン20%静注10g/50mL ^{☆1} (人血清アルブミン)		20%50mL 1瓶	5,289	5,795	6343410X6152	621157301	4987525017248
	赤十字アルブミン25%静注12.5g/50mL ^{☆1} (人血清アルブミン)		25%50mL 1瓶	6,494	7,191	6343410X5210	621450201	4987525021221
第Ⅷ因子製剤	クロスエイトM静注用250単位 (乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子 ^{☆1})	FⅧ	250単位 1瓶 (注射用水10mL付)	19,085	19,720	6343406X5010/ 6343406X5117	621153805/ 646340492	4987525020316
	クロスエイトM静注用500単位 (乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子 ^{☆1})		500単位 1瓶 (注射用水10mL付)	35,154	36,049	6343406X6016/ 6343406X6113	621153905/ 646340493	4987525020323
	クロスエイトM静注用1000単位 (乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子 ^{☆1})		1000単位 1瓶 (注射用水10mL付)	64,588	66,243	6343406X8019/ 6343406X8086	621154002/ 646340495	4987525020330
免疫グロブリン製剤	日赤ポリグロブリンN5%静注0.5g/10mL ^{☆1} (pH4処理酸性人免疫グロブリン)	IVIG	500mg 10mL 1瓶	5,023	5,169	6343427A1048	621758001	4987525022211
	日赤ポリグロブリンN5%静注2.5g/50mL ^{☆1} (pH4処理酸性人免疫グロブリン)		2.5g 50mL 1瓶	22,384	23,099	6343427A2044	621758101	4987525022228
	日赤ポリグロブリンN5%静注5g/100mL ^{☆1} (pH4処理酸性人免疫グロブリン)		5g 100mL 1瓶	42,246	43,655	6343427A3032	621758201	4987525022235
	抗HBs人免疫グロブリン 筋注200単位/1mL「日赤」 (抗HBs人免疫グロブリン ^{☆1})	HBIG	200単位 1mL 1瓶	8,855	8,946	6343404X2011/ 6343404X2054	621153603/ 646340065	4987525019112
	抗HBs人免疫グロブリン 筋注1000単位/5mL「日赤」 (抗HBs人免疫グロブリン ^{☆1})		1000単位 5mL 1瓶	35,494	35,894	6343404X1015/ 6343404X1074	621153504/ 646340035	4987525019129

☆1 薬価基準収載名

☆2 レセプト電算処理システム用コード(1): 販売名に係わるレセプト電算処理システム用コード

レセプト電算処理システム用コード(2): 統一名に係わるレセプト電算処理システム用コード

●改定部分:赤字